

令和5年度版

豊かな地域づくりを目指して

自治会運営 ハンドブック



三 木 市

三木市区長協議会連合会

— — — 目 次 — — —

1	自治会（住民自治）ってなんだろう？	P. 1
2	自治会とは	
3	自治会はみんなの会	P. 2
4	自治会の活動（役割）	
5	自治会の運営	P. 3
6	区長とは（役割）	
7	自治会と行政との関係	P. 4
8	多文化共生に向けて	
9	市政懇談会の開催	P. 5
10	行政から自治会にお願いしていること	P. 6
11	自治会関連情報ホームページ	

参考資料

【1】	自治会とのかかわりの深い市の担当課・窓口	P. 7
【2】	市からの補助金等	P. 10
【3】	行政からの依頼事項	P. 13
【4】	自治会に関係する主な行事	P. 17

1 自治会（住民自治）ってなんだろう？

同じ地域に住んでいる人同士が、お互いに仲良く助け合って暮らしていこうとする考え方は、過去も現在も変わりません。「頼れる人や親せきが遠くに居て、いざという時に心配」「引っ越しして来て間もないので、この辺りのことがよく分からない」「うちの子を近所の同世代の子ども達と交流させたい」等というときは、お隣さんや近所の人たちが大変頼りになるものです。自治会はこうした人びとの願いに応えるとともに、地域で抱える課題の解決に取り組み、より良い地域を築いていくことを大きな目的として組織されます。

これからの「まちづくり」は、市民一人ひとりの参画と協働意識をもって、自らのまちを自らで築いていくことが大切です。それが「住民自治」と言えます。

2 自治会とは

自治会は、ふれあい活動などをおして、地域の連帯感を高め、住みよい地域をつくっていくための、もっとも身近な住民組織のひとつです。

少子・高齢化が進む中で、自治会の果たす役割はどんどん大きくなっています。

本市では、世帯の大多数が自治会に加入し自主的にまちづくりを進めています。自治会は、地域にお住まいの人たちが、豊かで住みよいまちづくりを目指して、地域における様々な問題解決に取り組むとともに、住民の連帯意識の向上に努めている任意の団体です。

3 自治会はみんなの会

自治会は一部の人たちによってつくられるものではなく、地域に住む人たちの総意でつくられ、活動し、また成長させていくべきものです。したがって、自治会への入会や活動をおろそかにするのではなく、むしろ積極的に参加することによって、理想的で有意義な会が育っていきます。

4 自治会の活動（役割）

- (1) 交流や親睦活動
(住民同士が顔の見える関係を築いていくための基礎的活動)

⇒ 住民相互の連絡、納涼大会、
季節のお祭り、敬老会、研修会、
レクリエーションなど



- (2) 施設や環境の整備活動
(地域環境を整備すると共に維持管理していくための活動)

⇒ 集会所の整備（管理）、清掃、
防犯灯の設置維持、花壇等美化活動、
ごみステーションの管理など



- (3) 地域で抱える課題解決活動
(身近な生活課題を解決し地域生活を充実させるための活動)

⇒ 交通安全、地域防犯、自主防災、
青少年健全育成、地域福祉など



5 自治会の運営

自治会の運営は、住民の必要に応じて、親睦、相互扶助、共通課題の協働解決を目指し、民主的に進めなければなりません。

そのためには、次のことが必要です。

- (1) 住民にわかりやすい会則づくり
- (2) 合議制で会議を進める、民主的な運営
- (3) 自治会の行事計画等の広報活動
- (4) 住民の意見を聴取する広聴活動
- (5) 役割分担（会長や少数の役員に仕事が集中しない）や、女性の意見を反映した組織づくり（女性役員の登用など）
- (6) 明朗な会計、決算の報告



6 区長とは（役割）

区長は、三木市区長設置要綱に基づいて、市と住民が協働するまちづくりを推進するため、住民に行政の現況を周知するとともに住民の要望を行政に反映させる目的で設置しています。地元地域の地縁によって形成されている住民自治組織、いわゆる自治会で選出された代表者を区長としています。

7 自治会と行政との関係

お互いが対等なパートナーとして、相互の役割と責任を果たし、共通する課題の解決のために、それぞれの資源や能力等を持ち寄り、住民の生活向上と地域の発展及びよりよい地域環境づくりのために連携・協力していくことが必要です。

このような関係のもとに、自治会の主体性・創意性・自発性を活かし、地域での生活実態や経験を、行政施策に反映させていくことが、住みよいまちづくりを進めていくこととなります。

8 多文化共生に向けて

三木市にはベトナム、韓国、中国、ブラジル、フィリピンなど50か国、約2,250人の外国人住民が生活をしています。本市の外国人住民は年々増加傾向にあり、10年間で2倍以上に増えています。

街中や職場など日常生活の様々な場面で外国人と出会うことは珍しいことではなくなりました。外国人が働く企業も多いですし、学校や就学前教育施設などでは、外国にルーツを持つ子どもも増えています。

これからの地域においては、様々な人々が一緒に安心して生活できるようにすることが必要であり、そのような社会を「多文化共生」社会と呼んでいます。

○ 外国人住民相談窓口

外国人住民を対象とした生活相談、行政情報などを提供する窓口です。自治会や地域の方も外国人住民に関する相談があれば来てください。

国際交流プラザ （市役所4階） TEL 0794-89-2315

○ やさしい日本語

普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい話し方や文章のことを言います。簡単な日本語であれば理解できる外国人は多いので、コミュニケーション手段として効果的です。

「～です。」「～ます。」を使って話すほうが外国人にはわかりやすいので、簡単で短い文をゆっくりと話してみてください。ただし、方言は通じにくいです。

外国語ができなくて大丈夫！まずは「やさしい日本語」で話をしてみましょう。

9 市政懇談会の開催

市の施策に地域の皆様の意見や提言を反映し、市民の皆様の市政への参加を促すとともに、市と市民が方向性を共有してまちづくりを進めるため、市と区長協議会で地域の課題や活性化に向けた意見交換を行っています。

※令和4年度は、下記のとおり実施しました。

日 程	時 間	地区名
9月14日(水)	19:30～	口吉川地区
9月21日(水)	19:30～	三木南地区
10月16日(日)	16:00～	青山地区
10月23日(日)	18:00～	別所地区
10月28日(金)	19:00～	三木地区
10月29日(土)	19:00～	吉川地区
11月18日(金)	19:00～	志染地区
11月23日(水)	15:00～	緑が丘地区
11月26日(土)	19:00～	自由が丘地区
※中止		細川地区

※11月28日(月)に開催を予定しておりました細川地区市政懇談会は令和4年度は開催しないこととなりました。

10 行政から自治会にお願いしていること

- (1) 市役所・関係機関（団体）からの文書の配布・回覧
- (2) 防火・防災訓練、防犯運動、交通安全運動等の依頼・参加
- (3) 人権活動、福祉活動、各種募金、各地区公民館行事等の依頼・参加
- (4) ごみステーション、防犯灯、公園・広場等の各施設の維持管理
- (5) まちづくりに伴う、行政との連携・調整
- (6) その他、市役所（関係機関等）との連絡・調整



連携・協力



連絡・調整



11 自治会関連情報ホームページ

自治会に関連する情報を市のホームページに載せています。市からの回覧物や配布物、自治会活動を紹介するリーフレットやこの自治会運営ハンドブックも掲載しています。

三木市のトップページまたは三木市市民協働課のページから自治会関連情報を選択することで表示することができます。

〈参考画面〉



参考資料

【1】自治会とかかわりの深い市の担当課・窓口

◎ 三木市役所 TEL82-2000(代表)

◎ 吉川支所 TEL72-0180(代表)

三木市区長協議会連合会事務局 市民協働課内 内線2427

*担当課がわからないときは、市民協働課（内線2427）までお問い合わせください。

	業務内容	担当課	直通電話	メール アドレス
市 民 生 活	広報誌、ホームページに関すること	秘書広報課	89-2304	hishokoho@city.miki.lg.jp
	自治会のことで相談したいとき	市民協働課	89-2311	kyodo@city.miki.lg.jp
	住民登録、印鑑登録に関すること	市民課	89-2341	shimin@city.miki.lg.jp
	住民票、戸籍等の各種証明、マイナンバーカードに関すること			
	戸籍届出・埋火葬許可、斎場使用許可に関すること			
	国民年金に関すること			
	市県民税、国民健康保険税、軽自動車税に関すること	税務課	89-2326	zeimu@city.miki.lg.jp
	固定資産税、都市計画税に関すること			
	各種税証明に関すること			
	国民健康保険事業に関すること	医療保険課	89-2439	iryo@city.miki.lg.jp
	後期高齢者医療、福祉医療等に関すること			
	選挙に関すること	選挙管理委員会	89-2386	senkyo@city.miki.lg.jp
	災害対策、防災訓練、自主防災組織に関すること	危機管理課	89-2312	kikikanri@city.miki.lg.jp
	避難行動要援護者の支援方法、命のカプセルに関する こと			
	避難行動要支援者名簿作成・登録、見守り活動に関する こと	福祉課	89-2372	fukushi@city.miki.lg.jp
	防犯に関すること	生活環境課	89-2344	seikatsukankyo@city.miki.lg.jp
	消費生活相談をしたいとき		89-2343	
	法律相談や市民相談に関すること	秘書広報課	89-2304	hishokoho@city.miki.lg.jp
	人権啓発、人権相談に関すること	人権推進課	82-8388	jinken@city.miki.lg.jp
	男女共同参画、女性問題相談に関すること		89-2331	
	子どものいじめ相談に関すること		82-8110	
	DV相談に関すること	DV相談室	82-8300	個別具体的な内容のため、メール ではなく左記の電話番号にてご相 談ください。
	市民活動の推進・支援に関すること	市民協働課	89-2311	kyodo@city.miki.lg.jp
まちづくりの支援に関すること				
地域の市民活動団体の育成に関すること				
多文化共生・国際交流に関すること				
消防、救急、火災予防、防火対策に関すること	消防本部	82-0119	shosomu@city.miki.lg.jp	
住宅用火災警報器、消火栓ボックスに関すること				

※ まちづくりよろず相談（各市立公民館、三木南交流センター）

	業務内容	担当課	直通電話	メールアドレス	
福祉・健康	健康づくり、町ぐるみ健診に関する事	健康増進課	86-0900	kenko@city.miki.lg.jp	
	各種予防接種に関する事				
	母子健康手帳や妊産婦・乳幼児の健康に関する事				
	新型コロナウイルスワクチン接種に関する事				
	介護保険に関する事	介護保険課	89-2325	kaigo@city.miki.lg.jp	
	障害者福祉に関する事	障害福祉課	89-2336	shogaifukushi@city.miki.lg.jp	
	高齢者福祉に関する事	福祉課	89-2372	fukushi@city.miki.lg.jp	
	民生委員・児童委員に関する事				
	日本赤十字事業・献血に関する事				
	老人クラブに関する事				
	生活保護に関する事				89-2330
	生活支援相談に関する事				89-2332
	ひきこもりの相談・支援に関する事				
社協会費、善意募金、赤い羽根共同募金に関する事	社会福祉協議会	82-4043	somu@miki.or.jp		
子育てに関する事	子育て支援課	82-9910	kosodate@city.miki.lg.jp		
児童虐待に関する事		83-2266 または、 児童相談所 虐待対応ダイヤル 「189」	個別具体的な内容のため、メールではなく左記の電話番号にてご相談ください。		
生活環境	ごみの収集（ごみステーション等）に関する事	環境課(三木市清掃センター)	83-2608	kankyo@city.miki.lg.jp	
	ごみ分別、ごみ出しマナーに関する事				
	市内一斉清掃に関する事				
	し尿の収集に関する事	環境課(三木市クリーンセンター)	83-2212		
	空家に関する事	生活環境課	89-2344	seikatsukankyo@city.miki.lg.jp	
	防犯灯に関する事				
	建築確認に関する事	建築住宅課	89-2364	kenchiku@city.miki.lg.jp	
	住宅の耐震化に関する事		89-2363		
	道路の拡幅・新設改良、橋の維持管理に関する事	道路河川課	89-2574	doro@city.miki.lg.jp	
	舗装及び側溝等の補修に関する事				
	市道・河川の維持管理に関する事		89-2362		
	街路樹木の維持管理に関する事				
	公園の整備・維持管理に関する事	都市政策課	89-2366	toshiseisaku@city.miki.lg.jp	
	緑化推進・保全に関する事	農業振興課	89-2356	nogyo@city.miki.lg.jp	
	水道料金に関する問い合わせ、開閉栓に関する事	水道業務課	82-2010	suigyomu@city.miki.lg.jp	
	水道に関する宅内、道路上の水漏れに関する事	水道工務課	82-2010	suikomu@city.miki.lg.jp	
	下水道管のつまりに関する事	下水道課	86-2074	gesui@city.miki.lg.jp	
下水道の計画・建設に関する事	89-2367				
下水道の維持管理、浄化槽に関する事	89-2368				
農業集落排水、受益者負担金に関する事					
下水道使用料に関する事	89-2430				

	業務内容	担当課	直通電話	メールアドレス
教育・文化	小学校、中学校、特別支援学校に関すること	学校教育課	89-2393	gakko@city.miki.lg.jp
	学校施設に関すること	教育施設課	89-2390	kyoikushisetsu@city.miki.lg.jp
	幼稚園、保育所、認定こども園等に関すること	教育・保育課	89-2472	kyoikuhoiku@city.miki.lg.jp
	アフタースクール（学童保育）に関すること			
	文化財に関すること	みき歴史資料館	82-5060	miki_history_museum@city.miki.lg.jp
	文化芸術に関すること	文化・スポーツ課	89-2399	bunka@city.miki.lg.jp
	各種スポーツイベントに関すること			
	生涯学習、市立公民館に関すること	生涯学習課	89-2425	gakusyu@city.miki.lg.jp
	図書館の利用に関すること	図書館	83-1313	tosho@city.miki.lg.jp

【2】市からの補助金等

三木市集会所等整備補助金

(内容) 自治会等が集会所若しくは公園を整備する場合、1次避難所に指定された集会所の耐震診断、耐震化を目的とする新築、耐震改修工事をする場合、その整備に要する経費の一部を補助します。

(補助金額)

区 分	補助対象経費	補助率	補助限度額
集会所を新築する場合(耐震化を目的として集会所を建て替える場合を除く)	新築又は増築に要する費用(付帯工事費を含む。)	1/3 以内	500万円
集会所を増築する場合			200万円
集会所を改築する場合	建築に要する費用		250万円
集会所において水洗便所への改造を行う場合	改造に要する費用		30万円
集会所として使用するための既存建物及びその敷地若しくは建設用地を購入する場合	購入費		300万円
公園の遊具又は工作物等の設置等を行う場合	整備費		20万円
集会所を新築する場合(耐震化を目的として集会所を建て替える場合)	建替え工事に要する経費(付帯工事費を含む。)	2/3 以内	1,000万円
集会所を耐震診断する場合	耐震診断、耐震設計又は耐震診断改修計画に要する経費		100万円
集会所を耐震改修工事する場合	耐震改修工事に要する費用		750万円

*令和元年7月1日に、三木市集会所等整備補助金の『概算払い』ができるように、要綱の一部を改正しました。

*一の自治会等における2以上の集会所の整備又は2回目以降の改築については、補助限度額の2分の1以内の補助とします。

*手続き、詳細については市民協働課(89-2311)まで

三木市掲示板設置費補助金

(内容) 市及び住民相互の広報活動のため、掲示板を設置、建替え又は改修しようとする自治会等に対し、その設置、建替え又は改修に要する経費の一部を補助します。

(補助金額)

区 分	補助対象経費	補助率	補助限度額
掲示板を新たに設置する場合	設置に要する経費(工事費を含む。)	100%	10万円
この規定に基づき交付された補助金で設置した掲示板を建替え又は改修する場合	建て替え又は改修に要する経費(工事費を含む。)	50%	5万円

*手続き、詳細については市民協働課(89-2311)まで

三木市自主防災組織資機材等整備補助金

(内容) 自主防災組織等の育成及び防災活動の円滑な推進を図るため、自主防災組織等が購入、整備される防災資機材・備蓄物資・保管庫について、要した経費の一部を助成します。

(対象資機材等) 初期消火用資機材、救助用資機材、救護用資機材(AED等)、給食給水用資機材、訓練用資機材、備蓄食料・飲料水、備蓄物資(日用品)、保管庫、その他の資機材

*手続き、補助金額等、詳細については危機管理課(89-2312)まで

三木市防犯灯設置及び維持管理

(内容) 三木市における防犯灯の設置及び維持管理について必要な事項を定め、夜間における犯罪の防止と通行の安全確保を図ることにより、明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的とします。

(設置および維持管理) 維持管理については自治会等が行い、電気料金については市が負担。新設および取り替えについては、規定の割合において、自治会と市が負担します。

*手続き、詳細については生活環境課(89-2344)まで

三木市防犯カメラ設置補助金

(内容) 自治会や市民協議会等の地域団体が防犯カメラを設置する場合、要した経費の一部を補助することにより、安全安心な地域づくりの一層の推進を図ることを目的とします。

(設置および維持管理等) 設置に係る費用の一部を補助(市・県の補助合わせて、上限12万円)します。維持管理や電気料金については自治会等の負担となります。

*手続き、詳細については生活環境課(89-2344)まで

三木市古紙自主回収活動奨励補助金

(内容) 新聞、雑誌、ダンボールその他紙類(古紙)の回収を自主的に継続して実施する自治会に対し、三木市古紙自主回収活動奨励補助金を交付することにより、資源ごみの集団回収を促進するとともに、資源ごみのリサイクル意識の向上を図ることを目的とします。

(補助金額) 地域内のごみステーション1箇所当たり1年度につき1万円とする。

*手続き、詳細については生活環境課(89-2343)まで

三木市資源ごみ集団回収運動奨励金

(内容) 資源ごみの回収を実施する団体に対し奨励金を交付することにより、ごみの減量及び資源の有効利用並びにごみのリサイクル意識の向上を図ることを目的とします。

(交付額) 奨励金の交付単価は、紙類、布類 1キログラムにつき4円、空きびん、空き缶 1キログラムにつき5円が交付されます。

*手続き、詳細については生活環境課(89-2343)まで

三木市資源ごみリサイクル活動奨励金

(内容) 三木市資源ごみ集団回収運動奨励金交付団体に対し、三木市資源ごみリサイクル活動奨励金を交付することにより、集団回収システムが衰退しないようにするとともに、ごみの減量化、資源化並びにリサイクル意識の向上をさらに推進することを目的とします。

(交付額) 回収回数と回収量に応じた額を交付。

*手続き、交付額等、詳細については生活環境課(89-2343)まで

【 3 】 行政からの依頼事項（令和4年度実績）

	依 頼 事 項	所 管
4月	令和4年度三木市組織図及び各課連絡先等の配布について	企画政策課
	「隣保館だより」の回覧について	人権推進課
	令和4年度「同和教育セミナー」チラシの回覧について	
	情報誌「こらぼーよ第60号2022・春」の回覧について	生活環境課
	市及び県防犯カメラ設置補助事業募集について	
	ごみ出しマナーの啓発ちらしの活用について	環境課
	災害時要援護者の支援体制の確認について	福祉課
	令和4年度中の自治会を通じた募金について	市民協働課
	令和4年度「赤十字会員増強運動」に係る活動資金募集への協力について	福祉課
	「令和4年度町ぐるみ健診」お知らせチラシの回覧について	健康増進課
	「令和4年度歯と口の健康展」チラシの回覧およびポスター掲示について	
	「三木市歯科医師会オンラインセミナー」チラシの回覧について	
	「映像で学ぶはじめての成年後見制度」「成年後見専門相談」回覧のご協力について	介護保険課
	「緑の募金」へのご協力をお願いについて	農業振興課
	統合準備委員会だより配布についての依頼	学校再編室
	市政懇談会の実施について	市民協働課
令和4年度年間計画書の提示について		
5月	三木市電話相談一覧ポスターの掲示について	秘書広報課
	災害復旧支援みき軽トラ隊募集について	危機管理課
	自筆証書遺言書保管制度のチラシ回覧について	市民課
	市内一斉清掃の実施について	環境課
	令和4年度「社協会員会費及び善意募金、赤い羽根共同募金」の協力及び募集用物品数の確認アンケートについて	福祉課
	令和4年度善意募金運動の実施について	社会福祉協議会
	三木市市民ふくし相談所事業啓発チラシ回覧のご協力について	福祉課

	令和4年度三木市遺徳顕彰会事業協力金の納入について	社会福祉協議会
6月	「令和4年度市民じんけんの集い」及び「人権標語」のポスター掲示について	人権推進課
	子どもいじめ防止センターだより「ハートフル」の回覧について	
	社会教育推進委員の謝礼について	
	民生委員・児童委員及び民生・児童協力委員の一斉改選に伴う候補者の推薦依頼について	福祉課
	令和4年度敬老事業の実施について	
	敬老事業について	
	兵庫県こうのとり賞表彰候補者の推薦について	市民協働課
	市政懇談会について	
7月	「市史編さんだより第12号」の回覧について	人権推進課
	「三同教だより NO.19」の回覧について	
	情報誌「こらぼ一よ 第61号 2022・夏」の回覧について	
	令和4年度敬老祝金について	福祉課 社会福祉協議会
	「令和3年度三木市社会福祉協議会活動報告」の回覧について	
	令和4年度三木市社会福祉協議会会費の取りまとめについて	
	「北播磨地域ビジョン2050」について	北播磨県民局
	令和4年度市政懇談会開催案内の回覧について	市民協働課
8月	令和4年度三木市総合防災訓練及び防災フェスティバルへの参加について	危機管理課
	兵庫県住宅再建共済制度のパンフレット回覧について	
	「三木市集会所等整備補助金」及び「三木市掲示板設置補助金」に係る令和5年度分申請予定調査について	市民協働課
	市政懇談会について	
9月	「令和4年度人権フォーラム」のチラシの回覧について	人権推進課
	第33回三木の安全なくらしを守る市民大会への参加について	生活環境課
	市内一斉クリーンアップ作戦の実施について	環境課
	令和4年度赤い羽根共同募金運動へのご協力について	福祉課

	みっきい☆健康アプリ啓発チラシの回覧について	医療保険課 デジタル推進課
	「令和4年度いい歯の日オンラインイベント」チラシの回覧・ポスター 掲示について	健康増進課
	「緑の募金」実績報告及び「地域緑化活動」の実施について	農業振興課
	小中一貫教育推進協議会レポート「ふれあいNo. 1～No. 3」の 回覧について	学校再編室
	多文化共生推進プラン策定に係るヒアリング調査の実施について	市民協働課
	市政懇談会について	
10月	情報誌「こらぼーよ 第62号2022・秋」の回覧について	人権推進課
	「第39回総合隣保館文化祭」チラシの回覧及びポスター掲示について	
	敬老会について	福祉課
	「令和4年秋の火災予防運動」のポスター掲示について	消防本部 予防課
11月	確定申告お知らせチラシの回覧について	税務課 三木税務署
	「子どもいじめ防止センターだより」(28号)の回覧について	人権推進課
	「年末年始のごみ収集日等のお知らせ」の回覧について	環境課
	民生委員・児童委員及び民生・児童協力員の斉改選の御礼について	福祉課
	敬老会について	
12月	令和4年度三木市自主防災組織育成研修会の開催について	危機管理課
	「市史編さんだより」第13号の回覧について	市史編さん室
	「三木市公共交通総合時刻表」の発行に関する文書の回覧について	交通政策課
	令和4年度市政懇談会の感想等について	市民協働課
1月	情報誌「こらぼーよ第63号 2023・冬」の回覧について	人権推進課
	「三同教だより」NO.20の回覧について	
2月	市役所開庁日の時間外及び閉庁日における緊急連絡事案について	財政課
	子どもいじめ防止センターだよりハートフル29号の回覧について	人権推進課

	小中一貫教育推進協議会レポート「ふれあいNo4・No5」の回覧について	学校再編室
	令和5年度区長等役員の改選について	市民協働課
3月	令和5年度自主防災組織体制等の報告について	危機管理課
	自主防災組織活動の説明会の開催について	
	子どもいじめ防止センター啓発ポスターの掲示について	人権推進課

【 4 】 自治会に関する主な行事（令和4年度参考）

※昨年度は新型コロナウイルスの影響により、夏まつり等、中止や延期となった事業がありました。

下記の一覧はその中でも実施できた内容を参考に掲載しています。

実施日 (令和4年度実績)	行事名	場所	担当課等
5月21日(土) 13:30~	三木市 人権同和教育協議会総会	市民活動センター	人権推進課
5月21日(土) 15:30~	三木市 区長協議会連合会総会	中央公民館	市民協働課
7月10日(日)	市内一斉清掃	市内全域	環境課
10月23日(日)	市内一斉クリーンアップ作戦	市内全域	環境課
10月27日(木) 13:30~	第33回三木の安全な暮らしを守る住民大会	県立三木山森林公園	生活環境課
11月20日(日) 10:00~11:30	三木市区長協議会連合会研修会 (ボランティアフェスタ2022と連携)	市民活動センター	市民協働課

この「自治会運営ハンドブック」は、自治会活動の基本的な手引きとして、三木市からの年間依頼事項や、各部署の業務内容を掲載しています。

年間を通じての自治会活動や、役員の引き継ぎの際に、本ハンドブックを手引として参考にいただき、自治会活動の悩みや課題解決に、少しでもお役に立てていただければ幸いです。

令和5年5月

〈問合せ先〉三木市 市民生活部 市民協働課

TEL 0794-82-2000 内線 2427 / 2497

E-mail:kyodo@city.miki.lg.jp